［第●回］私募ハイブリッド社債（劣後特約付）引受契約書

［●●株式会社］（以下「発行会社」という。））及び［●●株式会社］（以下「引受人」という。）は、引受人による発行会社の発行する本社債（第１条第１項で定義する。）の引受けに関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1. **（定義）**
   1. 本契約における次の用語は、それぞれ各号に定める意味を有するものとする。
      1. 「発行日」とは、［●］年［●］月［●］日をいう。
      2. 「本社債」とは、別紙1「社債発行要項」に記載される内容を有する［第●回］私募ハイブリッド社債（劣後特約付）をいう。
      3. 「法令等」とは、法律、政令、命令、通達、条例、ガイドラインその他の規制、並びに裁判所、官公庁その他司法機関又は行政機関の判決、決定、命令、裁判上の和解、免許、許可、認可その他の判断の総称をいう。
      4. 「役員等」とは、取締役、会計参与、監査役、執行役及び会計監査人をいう。
      5. 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という。）、並びに、以下のいずれかに該当する者をいう。

① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④ 暴力団員等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤ 経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

* + 1. 「反社会的行為」とは、以下のいずれかに該当する行為をいう。

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

⑤ その他前記①乃至④に準ずる行為

* + 1. 「親会社」、「子会社」、「関連会社」とは、それぞれ、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。その後の変更を含む。）第8条で定義される親会社、子会社、関連会社をいう。
  1. 本契約における用語のうち、前項に定義されていない用語は、別紙1「社債発行要項」に定義される意味を有するものとする。

1. **（本社債の発行等）**
   1. 発行会社は、本契約に定める条件に従い、引受人に対し、発行日付で本社債を発行し、引受人は、本契約に定める条件に従い、本社債のうち［●口（合計●円分）］を引き受け、他の引受人（もしあれば）とともにその総額を引き受ける。なお、本契約は総額引受契約として会社法第679条に定める取扱いを受けるものである。
   2. 別紙1「社債発行要項」に定められる各条件は、本契約と一体をなし、本契約に基づく発行会社の引受人に対する義務を構成するものとする。
2. **（発行手続）**

発行会社は、発行日の前日までに、本社債の発行を行うために、法令等及び発行会社の定款その他の内部規則並びにその他の契約上必要とされる一切の手続・措置を講じるものとする。

1. **（払込）**

引受人は、本契約に定めるところに従い、発行日において、以下の全ての条件が充足されていることを前提条件として、自らが引き受けた本社債の払込金額の総額を、別紙1「社債発行要項」記載の銀行口座に振込送金する方法により支払うものとする（振込手数料は引受人の負担とする。）。但し、引受人はその裁量により以下の各号の前提条件の全部又は一部を放棄することができるものとする。引受人が前提条件の全部又は一部を放棄した場合であっても、発行会社は当該前提条件の不充足に伴う責任を免れない。

* + 1. 第5条第1項に定める発行会社による表明及び保証が、本契約締結日及び発行日においていずれも真実かつ正確であること。
    2. 発行会社が、発行日以前において履行し又は遵守すべき本契約上の義務を全て履行又は遵守していること。
    3. 発行会社が、引受人に対し、本社債の発行を決定した発行会社の取締役会議事録（取締役会非設置会社の場合は、取締役の過半数による意思決定又はこれに準じる合議体の議事録又は決定書）の原本証明付き写しを提出していること。

1. **（表明及び保証）**
   1. 発行会社は、引受人に対し、本契約締結日及び発行日において、別紙2記載の各事項がいずれも真実かつ正確であることを表明し、保証する。
   2. 引受人は、発行会社に対し、本契約締結日及び発行日において、別紙3記載の事項がいずれも真実かつ正確であることを表明し、保証する。
2. **（発行会社の遵守事項）**
   1. 発行会社は、発行日から［30］日以内に、本社債に係る社債権者が引受人であることが記載又は記録されている法令等の規定に則った社債原簿の写し（発行会社の代表取締役による原本証明付のもの）を引受人に交付するものとする。
   2. 発行会社は、各事業年度に係る発行会社の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（いずれも日本において一般に公正妥当と認められる会計基準に則り作成されたものに限る。）を、各事業年度終了後速やかに（遅くとも当該事業年度の末日から［90］日以内に）、引受人に対して提供する。
   3. 前項に加え、発行会社は、引受人に対して、商業上合理的な範囲で、引受人が要求する発行会社の財務状態及び事業運営に係る情報を開示するものとする。
3. **（転売制限等）**
   1. 引受人は、(i)本社債の有価証券発行勧誘等（金融商品取引法第4条第2項に定義されるものをいう。以下同じ。）に関し金融商品取引法第4条第1項の規定による届出が行われていないこと、並びに、(ii)本社債に別紙1「社債発行要項」第20項に定める分割制限及び転本社債に分割制限が付されていることについて、金融商品取引法第23条の13第4項に基づく告知を受けて、当該告知事項を記載した同条第5項に基づく書面として本契約書の交付を受けて本社債を引き受けたものであることを確認する。
   2. 引受人は、本社債を譲渡する場合には、前項の(i)（但し、「有価証券発行勧誘等」を「有価証券交付勧誘等」と置き替える。）及び(ii)を記載した書面をあらかじめ又は同時にその相手方に対し交付し、告知しなければならないことを、本契約をもって確認する。
4. **（補償）**

各当事者は、本契約に基づく義務の履行を怠った場合、又は第5条に基づく自らの表明及び保証に誤りがある場合、これらに起因又は関連して相手方に生じる一切の損害（合理的な弁護士費用を含む。以下本条において同じ。）、損失及び費用を補償するものとする。

1. **（契約の終了）**
   1. 本契約は、次のいずれか一に該当する場合に終了する。
   2. 本契約当事者の全員が書面により合意した場合
   3. 本社債に基づく発行会社の引受人に対する一切の債務（利息を含む。）が全て返済された場合
   4. 本契約の終了は、将来に向かってのみその効力を生じ、本契約に別段の定めがある場合を除き、終了前に本契約に基づき発生した権利及び義務は本契約の終了による影響を受けない。
2. **（秘密保持義務）**
   1. 発行会社及び引受人（以下「受領当事者」という。）は、本契約の内容及び本契約に関連して取得した相手方（以下「開示当事者」という。）に関する情報（以下「秘密情報」という。）につき、これを機密として取り扱うものとし、当該秘密情報に係る開示当事者の書面又は電磁的方法による事前の同意がある場合を除き、第三者（当該当事者に対して法令等に基づく守秘義務を負う者を除く。）に開示、漏えい又は示唆してはならず、本契約に基づく権利の行使若しくは義務の履行又は発行日後の発行会社、引受人の事業の運営の目的においてのみこれを使用することができるものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する情報はこの限りではない。
      1. 受領当事者が開示当事者から受領する前に自ら適法に保有していた情報
      2. 受領当事者が開示当事者から受領した時点ですでに公知となっていた情報
      3. 受領当事者が開示当事者から受領した後、自らの責めによらずに公知となった情報
      4. 受領当事者が正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
      5. 受領当事者が開示当事者の情報によらずに自ら開発した情報
   2. 前項本文の規定にかかわらず、発行会社及び引受人は、法令等の規定又は司法・行政機関等の公的機関により要請される場合、必要最小限の範囲で秘密情報を開示することができるものとする。
   3. 第1項本文の規定にかかわらず、発行会社及び引受人は、(i)自己の役職員及びアドバイザー、(ii)引受人が組合その他の投資ビークルである場合における引受人に対する出資者（その役職員を含む。）、［(iii)自己の親会社、子会社及び関連会社（それらの役職員を含む。）］に対し、本条と同等の秘密保持義務を遵守させることを条件として必要な範囲で秘密情報を開示することができるものとする。
3. **（契約上の地位・権利義務の譲渡等）**

各当事者は、本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約上の地位及び権利義務の全部又は一部を他の全ての当事者の事前の書面による同意なしに、第三者に譲渡、移転、担保権の設定その他の方法により処分をしてはならないものとする。

1. **（費用負担及び公租公課等）**

本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の締結及び履行に関連して各自に発生し又は課される費用（弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザーその他の専門家に係る費用を含むがこれに限られない。）又は公租公課については、各自これを負担する。

1. **（通知）**
   1. 本契約に基づく各当事者への通知・同意その他一切の連絡（本条において、以下「通知等」という。）は、本契約に別段の定めその他別段の合意がない限り、権限を有する者による適正に署名又は押印された書面により、相手方があらかじめ指定した住所又は連絡先に対し、郵便又は電子メールのいずれかの方法により送付されるものとする。かかる通知等は、当該名宛人に到達した時（到達日が営業日でない場合、直後の営業日）にその効力を発生する。なお、各当事者は、相手方に対して書面又は電子メールにより通知することにより、この住所又は連絡先を変更することができる。
   2. 前項に基づく通知等が、所在不明等通知の相手方である当事者の責に帰すべき事由により、到達しなかった場合には、その発送又は発信の日から1週間を経過した日に、当該通知等が到達したものとみなす｡
2. **（準拠法）**

本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈される。

1. **（管轄）**

各当事者は、本契約に起因して又は関連して生じた一切の紛争について、［●●地方裁判所］を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（本頁、以下余白）

本契約の締結を証するため、発行会社及び引受人は、本契約書の正本を2通作成し、各自記名押印又は署名の上、各1通を保管する。電子署名サービスを用いる場合には、本契約書の電子ファイルを作成し、それぞれ合意の後電子署名を施し、各自その電子ファイルを保管する。

［●］年［●］月［●］日

**発行会社：** 　住所　［●●］

名称　［●●株式会社］

代表取締役　［●　●　●　●］　　　㊞

**引受人　：** 住所　［●●］

名称　［●●株式会社］

代表取締役　［●　●　●　●］　　　㊞

**別紙1**

**［第●回］私募ハイブリッド社債（劣後特約付）発行要項**

この要項は、［株式会社●●］（以下「発行会社」という。）が発行する［第●回］私募ハイブリッド社債（劣後特約付）（以下「本社債」という。）にこれを適用する。

* 1. 社債の名称

［第●回］私募ハイブリッド社債（劣後特約付）

* 1. 払込期日

［●］年［●］月［●］日

* 1. 発行日

［●］年［●］月［●］日

* 1. 社債の総額

金［●］円

* 1. 各社債の金額

金［●］円の1種

各本社債は、これを分割又は併合することができない。

* 1. 払込先金融機関  
     ［●●］銀行　［●●］支店

普通［●●］　［株式会社●●］

* 1. 社債の形式

本社債につき、社債券を発行しない。

* 1. 社債原簿

本社債の社債原簿の作成及びその管理は、それぞれ発行会社がこれを取り扱い、発行会社は、その本店に当該社債原簿を備え置くものとする。

* 1. 社債の利率

年率［●］％  
但し、［●］年［●］月期以降の各年度（毎年[●]月[●]日から[●]月[●]日まで）における発行会社の業績に応じ、当該年度の翌年度（毎年[●]月[●]日から[●]月[●]日まで）の適用利率を以下のとおり変更する。

|  |  |
| --- | --- |
| 業績判定区分 | 適用利率 |
| ［税引後当期純利益の額が0以上］ | 年率［●］％ |
| ［税引後当期純利益の額が0未満］ | 年率［●］％ |

* 1. 払込金額

額面100円につき金［100］円

* 1. 償還価額

額面100円につき金［100］円

* 1. 物上担保及び保証の有無

本社債には、物上担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

* 1. 劣後特約  
     発行会社について、清算手続が開始された場合、若しくは破産法の規定に基づく破産手続開始、会社更生法の規定に基づく更生手続開始若しくは民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定があった場合、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が開始された場合（以下「劣後事由」という。）、当該手続において各本社債権が有する本社債に基づく元利金の支払請求権（以下「劣後請求権」という。）は、発行会社の一般の債務（本社債と同順位の劣後債務を除く。以下「上位債務」という。）が全額の満足を受けた場合に限り発生し、かつ、劣後事由の発生日において発行会社に優先株式が存在する場合には、各本社債の同順位劣後債務残余財産分配額（以下に定義する。）の範囲でのみ、元利金の支払いが行われるものとする。なお、「同順位劣後債務残余財産分配額」とは、劣後事由の発生日において発行会社に優先株式が存在している場合に、全ての本社債と同順位の劣後債務が、それぞれ優先株式であったならば、発行会社の残余財産から本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）に対して支払がなされたであろう金額と同額である、劣後請求権に関し支払われる額をいう。  
     また、全ての上位債務がその債権額につき全額の満足を受けない限り、各本社債権者は、発行会社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺することができない。
  2. 財務上の特約  
     本社債には財務上の特約は付されていない。
  3. 元本の償還
     1. 期中及び満期償還

発行会社は、本社債の元本の全額を、［●］年［●］月［●］日（当該日が営業日でない場合には、直前の営業日とする。以下「償還期日」という。）に一括で償還する。

* + 1. 期限前償還

前号の規定にかかわらず、発行会社は、本社債に関して、(i)［●］年［●］月［●］日以降の各利払期日（第16項で定義する。）において、又は、(ii)払込期日以降に税制事由（以下に定義する。）が生じ、かつ継続している場合において、発行会社の選択により、本社債の全部又は一部について期限前償還を行うことができる。なお、「税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈により、発行会社に課される法人税の計算において本社債の利息が法人税法第22条第３項に定める損金に算入されなくなる等、発行会社にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ、発行会社の合理的な努力によってもこれを回避できないことをいう。

* + 1. 借換等の制限

発行会社は、本社債の償還期日が到来する前に本社債を償還又は買入れにより取得（以下「期限前償還等」という。）する場合は、当該期限前償還等に先立つ6か月間に、優先株式若しくは普通株式又は本社債と同等以上の資本性が認定される証券若しくは債務（以下総称して「借換証券等」という。）により、当該期限前償還等の原資となる資金を調達することを想定している。但し、発行会社は、本社債の期限前償還等において、借換証券等による資金調達を見送る可能性がある。

* 1. 利息支払の方法及び期限
     1. 本社債の利息は、発行日（同日を含む。）から償還期日（同日を含む。）までこれを付し、発行会社は、［●］年［●］月［●］日を初回とし、その後、毎年［●］月［●］日及び［●］月［●］日（当該日が営業日でない場合には、直前の営業日。以下、個別に又は総称して「利払期日」という。）に、本社債の未償還残高に、本社債の利率と、当該利払期日の直前の利払期日の翌日（同日を含む。）（初回の利息計算期間（以下に定義する。）については発行日（同日を含む。）とする。）から利払期日（同日を含む。）まで（以下「利息計算期間」という。）の日数を乗じて365で除した数を乗じて得られる金額（1年を365日とした日割計算とし、除算は最後に行い、1円未満は切り捨てる。）の利息を支払う。
     2. 前号の規定にかかわらず、発行会社が第15項第(2)号の規定に従い期限前償還を行った場合、当該期限前償還が行われた社債の金額に、本社債の利率及び当該期限前償還が行われた日の翌日（同日を含む。）から当該期限前償還が行われた利息計算期間の末日（同日を含む。）までの実日数を乗じて365で除して得られる金額（1年を365日とした日割計算とし、除算は最後に行い、1円未満は切り捨てる。）を、前号に基づき発行会社が支払うべき利息の金額から控除するものとする。
  2. 遅延損害金

発行会社は、本社債権者に対するこの要項上の債務の履行を遅滞した場合には、当該債務を履行すべき日の翌日から当該履行を遅滞した債務の全てを履行した日までの期間につき、当該債務の金額に年率［14.6］％の割合を乗じて算出（1年を365日とした日割計算とし、除算は最後に行い、1円未満は切り捨てる。）した遅延損害金を支払う。

* 1. 元利金支払の方法

発行会社は、本社債に基づく元利金その他の支払を、支払期日の定めのあるものは当該支払期日までに、支払期日の定めのないものは本社債権者から請求を受け次第直ちに、適用法令に反しない範囲で、本社債権者が別途指定する銀行口座に振込送金する方法により行う。なお、送金手数料は発行会社の負担とする。

* 1. 金融商品取引法に基づく届出の免除

本社債に関しては、本社債の取得又は買付けの申込みの勧誘が、金融商品取引法（昭和2年法律第25号、その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）第2条第3項第2号ハに規定する要件を満たす私募として、同法第23条の13第4項に規定する少人数向け勧誘に該当することにより、当該取得又は買付けの申込みの勧誘に関し同法第4条第1項の規定による届出は行われていない。

* 1. 各社債の分割禁止・転売制限
     1. 各本社債は、これを分割することができない（以下「分割制限」という。）。
     2. 本社債は、本社債を取得し又は買い付けた者がその取得又は買付けにかかる本社債を一括して譲渡する場合であって、かつ、発行会社の取締役会（発行会社が取締役会非設置会社の場合には、取締役の過半数による決定とする。）の承認を得た場合でなければ、譲渡することができない（以下「転売制限」という。）。
     3. 譲渡による本社債の取得者は、その氏名又は名称及び住所を発行会社の社債原簿に記載しなければ、発行会社その他の第三者に対して本社債に基づく権利を主張できない。
  2. 告知に関する事項

本社債権者は、(i)本社債の有価証券発行勧誘等（金融商品取引法第4条第2項に定義されるものをいう。以下同じ。）に関し金融商品取引法第4条第1項の規定による届出が行われていないこと、(ii)本社債に分割制限が付されていること及び(iii)本社債に転売制限が付されていることについて、金融商品取引法第23条の13第4項に基づく告知を受けて、当該告知事項を記載した同条第5項に基づく書面としてこの要項の交付を受けて本社債を引き受けたものである。また、本社債権者は、本社債を譲渡する場合には、上記(i)（但し、「有価証券発行勧誘等」を「有価証券交付勧誘等」と置き替える。）、(ii)及び(iii)を記載した書面をあらかじめ又は同時にその相手方に対し交付し、告知するものとする。

* 1. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む。）第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。また、発行会社は、財務代理人に委託せず、発行会社自らが本社債の利払い及び償還に関する事務を行う。

* 1. 期限の利益喪失事由

以下の各号に定める事由が一つでも生じた場合は、発行会社は、本社債について直ちに期限の利益を喪失する。但し、第(1)号、第(7)号、第(8)号及び第(9)号に定める事由については、本社債権者からの通知がなされた場合（かかる通知を行うにあたり、社債権者集会を開催することは必要ではないものとする。）に限る。

* + 1. 発行会社が、この要項の規定又は本社債権者との間で締結した本社債に係る引受契約書（その後の変更を含む。）の規定に違反し、本社債権者から是正を求める通知を受領した後［30］日以内にその履行又は是正をしないとき。
    2. 発行会社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立て、又は特別清算開始の申立て、又は解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
    3. 発行会社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続の開始の決定、又は特別清算開始の命令を受け、又は解散（合併の場合を除く。）したとき。
    4. 発行会社が、銀行取引停止処分、又は電子交換所若しくは電子債権記録機関の取引停止処分（これに準ずる措置を含む。）を受けたとき。
    5. 発行会社が、その事業経営において重要な資産に対し強制執行、仮差押え若しくは仮処分の執行若しくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、又は滞納処分としての差押えを受けたとき。
    6. 発行会社が、本社債を除く社債又は借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
    7. 本社債権者の承諾なく、発行会社の株主総会において、発行会社の主要な事業を第三者に譲渡その他処分する旨の決議が行われたとき。
    8. 発行会社又はその代表者の所在が不明となり、発行会社との連絡が取れない状態となったとき。
    9. 前各号のほか、発行会社の信用状態が極度に悪化し、又は本社債権者に対する著しい背信的行為があったとき。
  1. 社債権者集会

法令に違反しない限りにおいて、全ての本社債権者による書面の同意ある事項については社債権者集会を開催することを要しない。

* 1. 買入消却

発行会社による本社債の買入及び消却は、発行日の翌日以降、本社債権者との合意により、いつでもこれを行うことができる。

* 1. 公告・通知の方法

本社債に関して本社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがある場合を除き、官報に掲載する。但し、重複するものがあるとき、又は全ての本社債権者に対して直接通知するときは、これを省略することができる。

* 1. 要項の変更
     1. この要項の変更は、社債権者集会の決議によるほか、法令に違反しない限りにおいて、発行会社及び本社債権者全員の同意がある場合に、社債権者集会の決議によることなくこれを行うことができる。
     2. 前号の社債権者集会の決議は、この要項と一体をなす。

以　上

**別紙2**

**発行会社の表明及び保証**

* + 1. （設立及び存続）

発行会社は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され存続している株式会社である。発行会社は、自己の財産を所有し、かつ現在営んでいる事業を遂行するために必要な権限及び権能を有している。

* + 1. （本契約の締結及び履行）

発行会社は、本契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能並びに権利能力を有している。発行会社による本契約の締結及び履行は、発行会社の目的の範囲内の行為であり、発行会社は、本契約の締結及び履行に関し、法令等及び発行会社の定款その他の内部規則上必要な手続を履践している。

* + 1. （本契約の有効性及び強制執行可能性）

本契約は、発行会社により適法かつ有効に締結され、かつ、引受人によって適法かつ有効に締結された場合には、その条項に従い、発行会社の適法、有効かつ法的拘束力を有する義務を構成し、法律又は信義則によりその履行の強制が制限される場合を除き、発行会社に対して強制執行可能である。

* + 1. （法令等、内部規則及び他の契約との抵触の不存在）

発行会社による本契約の締結及び履行は、法令等に違反するものではなく、また発行会社の定款その他の内部規則又は発行会社若しくはその資産を拘束する契約等に違反するものではない。

* + 1. （社債発行の適法性等）

発行会社は、本契約に基づく社債の発行を行うために必要な全ての官公庁その他の行政機関の許認可の取得その他の法的手続を履践している。また、本契約に基づく社債は、会社法その他の法令に照らし適法かつ有効に発行されるものであり、引受人は、本契約に基づく払込により、何らの担保権等の負担なしに本社債につき完全な権利を取得する。

* + 1. （反社会的勢力等）

発行会社（その役員等、従業員及び株主を含む。）は、反社会的勢力に該当せず、反社会的勢力と何らの協力、資金及び取引関係を有しない。また、自ら又は第三者を利用して反社会的行為を行っていない。

* + 1. （情報開示）

発行会社が引受人に提出した資料及び説明した内容は、発行会社が知る限り全て真実かつ正確であり、誤解を生じさせないために必要な事実を欠いていない。

* + 1. （重大な影響を及ぼす事情の不存在）

前各号のほか、発行会社の業務、資産、負債、損益の状況又は本契約の締結若しくは履行に重大な影響を及ぼす事情はない。

以　上

**別紙3**

**引受人の表明及び保証**

* + 1. （設立及び存続）

引受人は、その設立準拠法に基づき適法かつ有効に設立され存続している法人その他の団体である。引受人は、自己の財産を所有し、かつ現在営んでいる事業を遂行するために必要な権限及び権能を有している。

* + 1. （本契約の締結及び履行）

引受人は、本契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能並びに権利能力を有している。引受人による本契約の締結及び履行は、引受人の目的の範囲内の行為であり、引受人は、本契約の締結及び履行に関し、法令等及び引受人の定款その他の内部規則上必要な手続を履践している。

* + 1. （本契約の有効性及び強制執行可能性）

本契約は、引受人により適法かつ有効に締結され、かつ、発行会社によって適法かつ有効に締結された場合には、その条項に従い、引受人の適法、有効かつ法的拘束力を有する義務を構成し、法律又は信義則によりその履行の強制が制限される場合を除き、引受人に対して強制執行可能である。

* + 1. （法令等、内部規則及び他の契約との抵触の不存在）

引受人による本契約の締結及び履行は、法令等に違反するものではなく、また引受人の定款その他の内部規則又は引受人若しくはその資産を拘束する契約等に違反するものではない。

* + 1. （反社会的勢力等）

引受人（その役員等、従業員及び出資者を含む。）は、反社会的勢力に該当せず、反社会的勢力と何らの協力、資金及び取引関係を有しない。また、自ら又は第三者を利用して反社会的行為を行っていない。

以　上